

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 8 月 14 日

会 社 名 応研株式会社
代表者名 代表取締役 原田 明治
問合せ先 取締役管理部長 江口 健太郎
T E L 092-715-2789
U R L <https://www.ohken.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場により広く社会からの監視と信頼のもとで事業活動を行う「パブリックカンパニー」となることを十分に認識しております。株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たし、透明性の高い経営と適時・適切な情報開示を徹底することにより、社会的責任を全うしてまいります。

また、金融商品取引法や東京証券取引所の各種規則をはじめとする証券市場の制度趣旨を深く理解し、上場企業として必要な情報開示体制および内部統制体制を整備のうえ、法令遵守を徹底して経営を遂行してまいります。さらに、企業価値の持続的向上の観点から、コーポレート・ガバナンスの重要性を強く認識し、取締役会の機能強化、監査体制の充実、ならびに社外の視点の積極的な導入を通じて、健全かつ透明な経営体制の構築・維持に努めます。法令遵守は経営の大前提であり、事業継続の根幹であるとの自覚のもと、全社的なコンプライアンス意識を醸成するとともに、違反の未然防止と早期対応を可能とする体制を確立し、誠実な企業活動を徹底してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
原田 明治	2,600,000	56.52
株式会社 HARADA	1,980,000	43.04

支配株主名	原田 明治
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社 HARADA は、代表取締役 原田明治氏により総株式の議決権の過半数が所有され、同氏が代表取締役を務める資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—
------------------------	---

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浅野 秀樹	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野 秀樹	—	該当事項はありません。	裁判官、弁護士の経験から、高い知見と幅広い視野を生かし、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。なお、当社との間に特別な利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、定期的に監査法人及び内部監査責任者とともに三様監査連絡会を開催しております。 三様監査連絡会では、監査法人及び内部監査責任者より、それぞれの監査計画と実施状況並びに監査結果について報告を受け、相互に情報連携及び意見交換を実施することで監査品質の向上を図っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藺田 統	公認会計士													
吉野 直樹	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藺田 統	—	—	公認会計士であり、その専門性と監査の実務の経験を当社の監査体制に反映していただくことにより、監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
吉野 直樹	—	—	税理士であり、財務会計や税務の専門知識と実務の経験を当社の監査体制に反映していただくことにより、監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の個人別の報酬等の決定については、持続的な企業価値向上へのインセンティブとして機能すること、および株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性と透明性を最優先としたプロセスを構築することを基本方針としております。 (決定方針の概要) 当社取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額（2026年3月16日の定時株主総会において上限年額100百万円と決議）の範囲内で、取締役会において決議しております。 各取締役の個人別の報酬については、同業他社や同規模の他社水準との比較、個人の業績達成度、企業価値向上への貢献度を多角的に評価した上で、各取締役の役割や職務内容を総合的に勘案して決定することとしております。 代表取締役社長の報酬については、当社の持続的成長を牽引する最終決定権者としての重い責任、および業績コミットメントを高めるための業績連動報酬比率の高さを反映し、他の役員と比して相対的に高い水準となる構成としております。 一方、社外役員の報酬水準につきましては、上場会社としての監督機能・ガバナンス強化において社外役員が果たすべき責任・役割（取締役会外での連携や予備的審議への関与等）の重さを評価し、同規模の上場企業における平均水準等をベンチマークとして、適正な報酬水準となるよう決定することとしております。 (役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動) 取締役会において、役員報酬制度の設計、個人別の報酬水準、および評価基準を審議しております。特に、代表取締役社長を含む社内取締役の報酬については、特定の個人による恣意的な決定を排除する体制を整える観点から、前述の多角的な評価内容を尊重した上で、取締役会にて決議しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、電話報告のほか、電子メールやWeb会議システム等を利用して参考データを含む適時の情報共有に努めております。特に重要な事項や取締役会の決議事項については、取締役会開催前に事前報告および議案の詳細な説明を行うことで、取締役会において効率的な審議、適切な意思決定、および活発な意見表明が行われるようサポートする体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令又は定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

（2）監査役会

当社の監査役会は、3名の監査役（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。取締役会や経営会議等に出席するなど取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査しております。

（3）内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役の指示により内部監査委員2名が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役及び監査法人と連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

（4）会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は宮寄健氏、田中晋介氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名、その他7名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した	今後検討すべき事項であると考えております。

株主総会の設定	
電磁的方法による 議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プ ラットフォームへ の参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取り組み	現在は実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の 英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャ ーポリシーの作成・ 公表	今後の導入に向けて努力いたします。	なし
アナリスト・機関投 資家等の特定投資 家向けに定期的説 明会を実施	今後の導入に向けて努力いたします。	なし
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームペ ージ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。	—
IR に関する部署(担 当者)の設置	管理部長を責任者とし、総務部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ	リスク・コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることに努めてまいります。

いて規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。

当社は、適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備のほか、職務分掌規程や職務権限規程の遵守等により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、次の基本方針に基づき、反社会的勢力による被害の防止に取り組んでおります。

- ① 反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組むものとする。
- ② 反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応するものとする。
- ③ 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした態度で法的に対応するものとする。
- ④ 反社会的勢力への資金提供や裏取引は、一切行わないものとする。
- ⑤ 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を一切遮断する事を基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、反社会的勢力排除規程に従い、新規取引開始時に反社チェックを行っており、既存取引先等に関しても、年1回の定期的なチェックを行っております。

V. その他

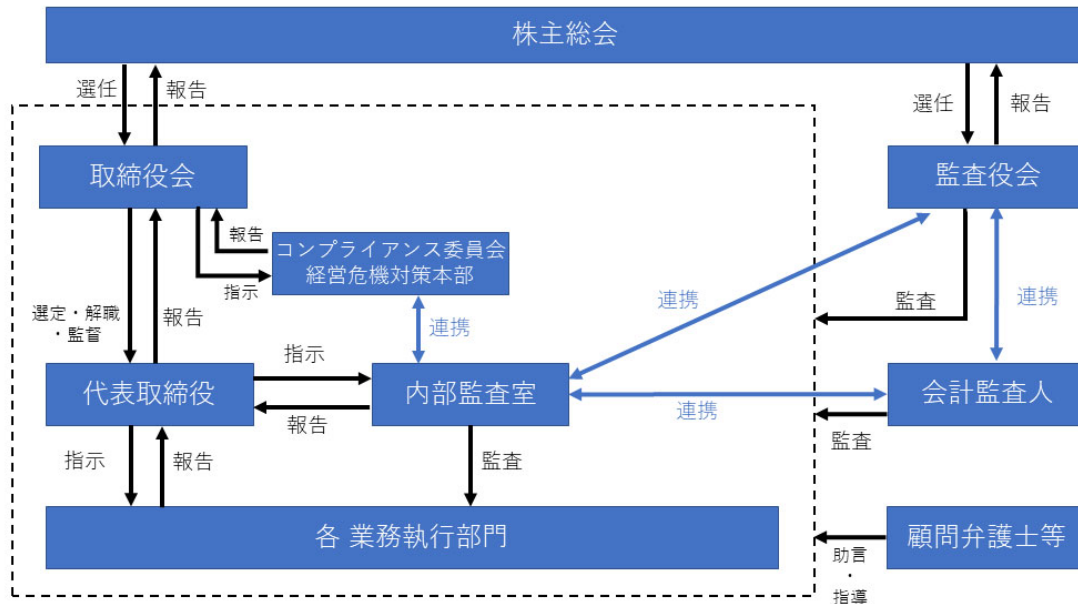
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入	なし
-------------	----

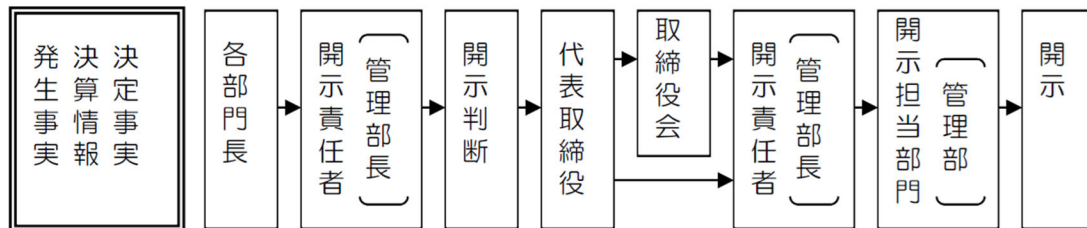
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の模式図は、次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上